

環境衛生課からの お知らせ



金屋庁舎 環境衛生課 32-3111
清水行政局住民環境課 25-1111

生ゴミの処理費節減に ご協力を!

ゴミ処理費用を節減するには、環境センターで処理するゴミの量を減らすことが重要です。環境センターでの処理費用は、町の分担金としてすべて税金で支払われています。平成19年度実績を基に試算したところ、1トン当たり4万円の処理費が必要でした。さらに、均等割額や人口割額を除いた利用割額だけで試算すると、1トン当たり3万1千円の分担金が必要であるとの結果が出ました。搬入量を100トン減らせれば、分担金が310万円も減らせます。ゴミの減量のために、ご家庭でできる次のような取り組みがあります。

①生ゴミを出すときは、キッチン水切り!

1世帯当たり、1日100cc(コップ半分)の水を絞っていただくといく?

0.1ℓ×365日×9,950世帯

≒363,175ℓ(約363トン)

【1年で節減できるゴミ処理費用】

363トン×31,000円

≒1,125万3千円



②生ゴミで堆肥を作って、心と庭に満開の花!
生ゴミ処理機や処理容器を使えば、ゴミが減るだけでなく、「堆肥」という資源になります。町では、処理機等の購入に対する補助金制度を設けています。

補助金を希望される方は、担当課までお問い合わせください。



皆様の協力により、年々ゴミは減ってきています。ですが、ちよつとした工夫でまだまだゴミは減らすことができます。

また、ゴミの減量は、経費節減だけではなく、CO₂(二酸化炭素)の排出を抑えることにもなり、地球温暖化防止にも貢献できます。より一層のゴミの減量と分別リサイクルにご協力をお願いします。

ご存知ですか? 「野焼き」は禁止されています!

◎野焼きは禁止(平成13年4月1日法改正)
地面へ穴を掘つての焼却、ドラム缶焼却、ブロック囲い焼却、基準に適合しない焼却炉等でゴミを焼却する「野焼き」による苦情が、数多く寄せられています。

野焼きによって周辺住民に迷惑をかけるのは、煙やスス、悪臭ばかりではありません。ダイオキシン類等の有害物質を発生させ、健康や生活環境への影響が懸念されます。また、火災の原因ともなり、禁止されています。

◎消防署へ届けてもダメ

野焼きをするため、「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為」として、消防署へ届け出たとしても野焼きはできません。

◎罰則

悪質な野焼き行為は、法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

◎例外があります

例外として認められるのは、次の5つの場合です。消防署への届出が必要です。

- ①国、地方公共団体の施設管理のための焼却
- 例 生石山の山焼き、クリーン有田川運動等
- ②災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 例 災害時における木くず等の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却
- 例 地域の行事における不要になった門松・しめ縄の焼却
- ④農林業を営むためにやむを得ない焼却
- 例 農業者が行う稲わら・剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却
- ⑤たき火等日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの
- 例 暖をとるための小規模なたき火・キャンプファイヤー

※③～⑤の場合、小規模であつても近隣等の生活環境上支障を与え、苦情のある場合は認められません。

野焼きをなくし、安全・快適なまちづくりのための
ご協力をお願いします。

